第10次高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画 概要版

（令和６年度～令和８年度）

長泉町

令和６年３月

長泉町

ちょうどいいが いちばんいい

Nagaizumi

1 計画策定の趣旨

日本が超高齢社会（高齢化率 21%以上の社会）を迎えたのは、平成 22 年のことでした。それから 12 年が経った令和４年 10 月1日時点の高齢化率は 29.0%と、高齢化率の上昇は依然として続いています。（総務省統計局「人口推計」）

高齢化の進行で最も懸念されることは、高齢者の増加に伴って支援や介護を必要とする高齢者も増加することで、特に 75 歳以上の後期高齢者は、前期高齢者に比べて身体機能や認知機能の低下が著しく、多少なりとも支援を必要とする方が多くなります。また、少子化の進行により生産年齢人口が減少しているので、将来的に高齢者を支え続けるだけの人材や財源が確保できなくなる可能性もあります。

本町では、これまでも介護保険法の改正や国の基本指針等に沿った高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を３年ごとに策定し、町民が住み慣れた地域でいきいきとした日々を過ごすことができるよう、様々な事業やサービスを提供してきました。しかし、令和２年度に策定した長泉町第９次高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画は、計画期間が新型コロナウイルスの感染拡大時期と重なったこともあり、事業によっては計画通りに実施できないこともありました。そのため、今回、新たに策定する長泉町第 10 次高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画では、介護保険制度の新たな改正内容を盛り込むとともに、感染症対策に係る体制を整え、高齢者福祉事業の一層の推進や必要な介護サービス量の確保に努めていくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定で策定が義務付けられている「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条第1項の規定で策定が義務付けられている「市町村介護保険事業計画」を、一体的に策定したものです。

「市町村老人福祉計画」は、市町村において高齢者の福祉の推進を目的として実施される高齢者福祉施策についての基本的な事項を定める計画のことです。

「市町村介護保険事業計画」は、市町村において行われる介護保険事業が円滑に実施できるよう、各サービスの見込み量等を定める計画のことです。この計画を基に、今後３年間で必要となる費用を算出し、介護保険料が決定します。

また、本計画は本町における最上位計画である「第５次長泉町総合計画」や静岡県の「第 10 次静岡県長寿社会保健福祉計画（第 10 次静岡県老人福祉計画・第９期静岡県介護保険事業支援計画）」との整合を図るとともに、保健・福祉・医療等の関連計画と足並みをそろえて事業を推進します。

3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

本町における SDGs の推進については、本町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」に明示されています。目指すまちの姿を実現するために、施策分野ごとに関連する SDGs のゴールを定め、そのゴールの達成に向けた取組を加速化していくこととしています。本計画は高齢者福祉分野に属することから、関連する SDGs のゴールは次の3つとなります。

すべての人に
健康と福祉を

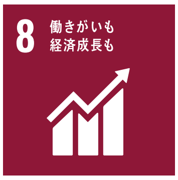

働きがいも
経済成長も

住み続けられる
まちづくりを

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までを計画年度とする3か年計画です。最終年度である令和8年度に計画の見直しを行う予定ですが、計画期間中であっても社会情勢が大きく変化する等の計画の見直しが適当と判断された場合には最終年度を待たずに計画を見直します。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
長泉町 第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画			長泉町 第 10 次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			長泉町 第 11 次高齢者福祉計画 第 10 期介護保険事業計画 （予定）		

5 計画策定の方法

（1）高齢者等実態調査の実施

町内に住む高齢者や要介護認定者等の生活の現状や今後の意向等についての情報を収集するため、高齢者等実態調査として①一般高齢者、②要支援認定者、③総合事業対象者、④要介護認定者を対象としたアンケート調査を実施しました。

（2）長泉町福祉施策推進・評価委員会等による計画づくり

本町で日頃から福祉の推進に尽力いただいている福祉団体や社会福祉施設、医療機関、住民組織、学識経験者等で構成された長泉町福祉施策推進・評価委員会において、本計画についての協議を重ねました。

また、庁内では、事業等に係る連携を図るため、関係各課による検討・調整等を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の素案に対するパブリックコメントを実施し、広く町民からの意見を募りました。

募集期間：令和5年 12 月 25 日～令和6年1月 25 日

6 高齢者人口の推計

第９期計画期間の最終年度である令和８年度には、高齢者は 10,034 人と、初めて1万人を超え、高齢化率は 22.9%に上昇すると見込まれます。

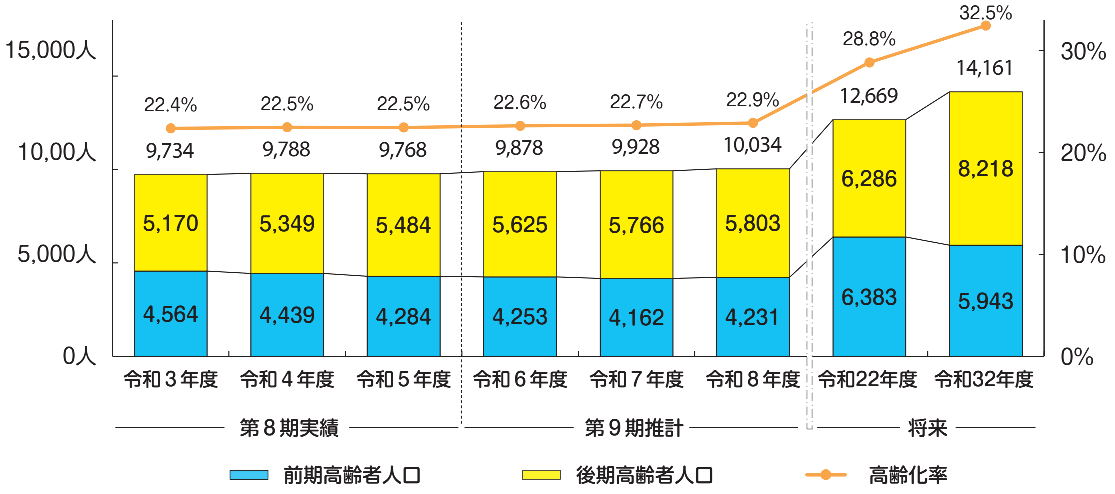

計画の見直しにあたり、アンケート調査を実施しました。アンケート調査から見えた課題は以下の通りです。

	対象者数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	1,700 人	1,361 人	80.1%
要支援認定者調査	393 人	298 人	75.8%
総合事業対象者調査	87 人	66 人	75.9%
要介護認定者調査	714 人	440 人	61.6%

【アンケート調査結果から見えた課題】

- □ 外出、社会参加を通じて、高齢者のフレイル予防・介護予防を推進していくこと
- □ 高齢者のニーズに応じた生きがい活動の推進
- □ 認知症の予防について関心を持つ高齢者に対する効果的な介護予防実践の推進と相談窓口の普及
- □ 自宅での生活継続のためのサービスの充実
- □ 介護をしている家族へのニーズにあった支援
- □ 感染予防に徹した事業展開
- □ 対象者や利用者を意識した施策や取組の展開

7 日常生活圏域の特徴・設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができることを目的に、人口や地理的条件、交通事情、サービス事業所の状況、その他の条件を勘案して設定することになっています。

本町の日常生活圏域は、令和４年度までは小学校区ごとの３圏域で設定していましたが、令和５年度からは中学校区ごとの２圏域（①長泉中学校圏域、②北中学校圏域）に変更しています。

なお、日常生活圏域は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

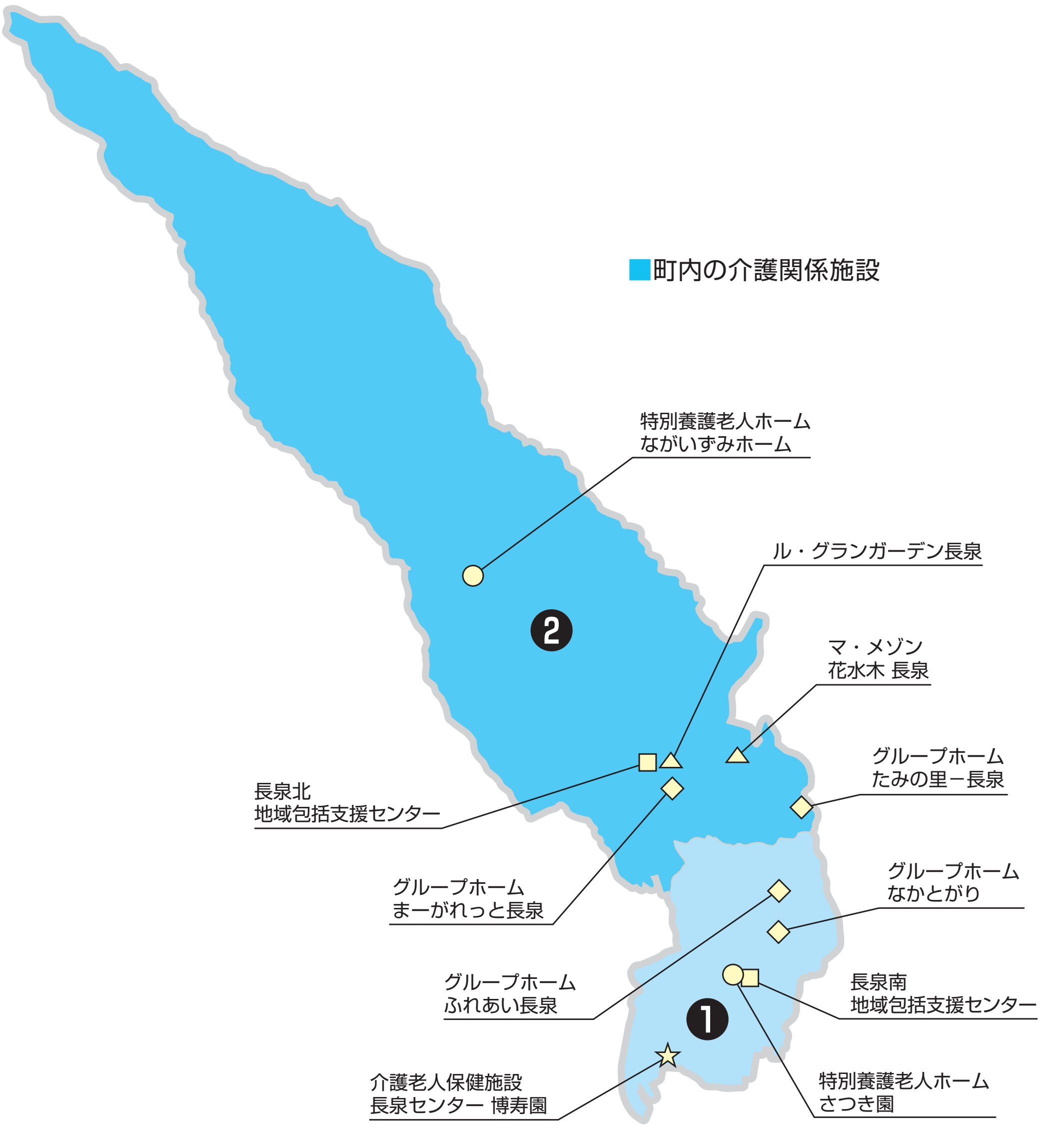

8 計画の基本理念と施策体系

本計画は、町内における高齢者福祉を推進するための計画であると同時に、町の最上位計画である第５次長泉町総合計画と整合が図られた計画です。本計画の基本理念を第５次長泉町総合計画の基本目標1と同じ「いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ」に設定することとします。

基本理念

いきいきとした暮らしを支える
優しい ながいずみ

	施策の方向	主要施策
基本目標1 健やかな 生きがいに満ちた 長寿･健康社会の構築	1 社会参加・生きがいづくりの推進	①シニアクラブ活動への支援 ②生涯学習及び異世代交流事業の充実 ③スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④地域活動・社会活動への参加促進
	2 雇用・就労対策の推進	①高齢者雇用・就労の促進
基本目標 2 地域包括 ケアシステムの 充実による安心して 暮らせる体制づくり	1 地域包括ケアシステムの深化・推進	①地域包括支援センターの機能強化 ②在宅医療・介護連携の推進 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ④地域ケア会議の推進 ⑤生活支援体制整備事業の推進 ⑥住民主体による介護予防・生活支援サービス事業の推進
	2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進	①認知症に対する理解の促進 ②ネットワーク体制の充実 ③相談体制の充実 ④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
	3 高齢者生活支援サービスの充実	①ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実 ②在宅福祉サービスの充実 ③家族介護支援サービスの充実 ④高齢者の住まいに関する支援の充実
	4 地域福祉の促進	①地域福祉意識の高揚 ②ボランティア活動等への支援
	5 安心・安全なまちづくりの推進	①災害時支援体制の整備・災害対策・感染症対策 ②交通安全対策と防犯体制の充実 ③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
基本目標 3 介護サービス体制 の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①一般介護予防事業の充実
	2 介護サービスの充実	①事業者・介護者への支援 ②介護保険制度の適正運営の推進 （第６期長泉町介護給付適正化計画） ③介護人材の確保及び育成

基本目標１

健やかな生きがいに満ちた長寿・健康社会の構築

１ 社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者にとって大切なことは、一人ひとりの状況や興味等に配慮された社会とのつながりを持ち続ける機会があることです。社会とつながり続けるための機会として、シニアクラブ活動の支援や生涯学習・スポーツ活動等の充実、地域活動の参加促進等を進めます。

❶ シニアクラブ活動への支援

主な取り組み事業

シニアクラブ活動への支援

シニアクラブと連携して町の出前講座（認知症サポーター講座等）を行うなど、シニアクラブの活動を支援します。未実施のシニアクラブへは、定例会等の機会を活用して、継続的に働き掛けを行います。また、出前講座の内容は説明や資料を工夫するなど、高齢者にも分かりやすく行います。

❷ 生涯学習及び異世代交流事業の充実

主な取り組み事業

くすのき学級事業

通年で複数回開催する「くすのき学級教養講座」は、高齢者の教養を高めるために実施しており、毎年多くの住民が参加しています。団塊の世代が高齢者の仲間入りをする中で、今後もライフステージや参加者のニーズに応じた体系的な学習プログラムの企画に努めるなど、バラエティに富んだ内容となるよう、運営委員会を組織し、企画します。

❸ スポーツ・レクリエーション活動の推進

主な取り組み事業

スポーツ推進委員事業

スポーツ推進委員が実施しているスポーツ宅配便で公民館などに出向き、レクリエーションや軽スポーツなどの誰でも簡単にできる運動を実施しています。今後も誰もが取り組みやすい運動に関する情報提供を行い、派遣できるスポーツ推進委員の確保に努め、健康増進を図ります。

❹ 地域活動・社会活動への参加促進

主な取り組み事業

高齢者生きがい対策事業

高齢者生きがい対策事業費補助金の内容を積極的に周知するための手段を考え、地域における高齢者の居場所づくり活動の活性化に向け取り組みます。

２ 雇用・就労対策の推進

高齢者によって希望する働き方が異なることから、多様な働き方ができる環境を整え、就労意向のある高齢者が活躍できる場を整備する必要があります。

❶ 高齢者雇用・就労の促進

主な取り組み事業

商工振興推進事業

県の「しずおか就職 net シニア等人材バンク」の活用やシルバー人材センターと連携して、高齢者の多様な就労を支援します。また、合同就職面接会の開催等については、多くの企業で人材不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者を中小企業への就労につなげます。

基本目標２　地域包括ケアシステムの充実による安心して暮らせる体制づくり

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護を必要とする状態となってもできる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、平成 24 年度から構築・充実が進められてきた地域で高齢者に包括的な支援を提供する体制が地域包括ケアシステムです。また、地域包括ケアシステムは、今期から地域共生社会の実現のための中核的な基盤としても位置付けられ、今後はより一層の深化・推進が求められることになります。

❶ 地域包括支援センターの機能強化

主な取り組み事業

長泉町地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターに対して運営指針を示すとともに、地域包括支援センターの評価を行い、地域包括支援センター運営協議会に諮ることで地域包括支援センターが公正に運営されるようにするとともに、その質の確保に努めます。

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業において、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家族やこれらが複合したケースなどに対応するため、高齢者支援分野、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野など属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担う必要があることから、他分野を担当する課と連携を図り、対応します。

また、地域包括支援センターを含むその他分野の相談支援機関は、認知症高齢者家族、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援について、町と連携を図りながら取り組みます。

❷ 在宅医療・介護連携の推進

主な取り組み事業

在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療･介護連携の推進により、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医師会その他地域の関係団体の協力を得ながら、連携体制や対応について検討します。

地域住民に対しても医療や介護サービス及び看取りに関する理解を深めてもらえるよう地域包括支援センター及び在宅医療介護連携センターと協力しながら啓発活動を行います。

❸ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

主な取り組み事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の心身の多様な課題を整理し、きめ細やかな支援と的確な介護予防を進めていくため、関係各課で連携を図ります。また、介護・医療・健診情報等の分析結果を活用することで、介護予防の必要性が高い高齢者へのフレイル予防のアウトリーチ支援、通いの場や一般介護予防事業などへの参加につなげ､高齢者自身の介護予防意識の向上を目指します。

❹ 地域ケア会議の推進

主な
取り組み
事業

地域ケア個別会議

地域包括支援センターは、地域ケア個別会議を開催し、必要に応じて民生委員・児童委員や協議体等の地域の支援者・団体及び多職種と連携しながら、個別事例の検討を行い、個別課題の解決・ネットワークの構築・地域課題の把握を行います。

地域ケア推進会議

町は地域包括支援センターが抽出した地域課題を共有し、医療と介護の関係者の連携を図りながら地域課題を解決のための検討を行い、地域づくり、資源開発、政策の形成を目指します。

❺ 生活支援体制整備事業の推進

主な
取り組み
事業

生活支援体制整備事業

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要なサービスの創出や地域資源の把握について第1層協議体及び第2層協議体で協議します。第1層協議体では、第2層協議体では解決できない課題について協議・検討を行うほか、関係団体への事業周知を行います。第2層協議体では、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携を図りながら高齢者のニーズを把握し、持続可能な助け合い活動を行います。

❻ 住民主体による介護予防・生活支援サービス事業の推進

主な
取り組み
事業

住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金

住民主体による生活支援サービスや介護予防に資する移動支援など、地域住民による介護予防・生活支援サービスが実施されています。今後も活動を継続させるとともに、新たなサービスの創出を目指すため、令和6年度から補助金により活動を支援します。また、生活支援・通いの場の運営については介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスB及び通所型サービスBとして実施します。

2 認知症施策及び高齢者の権利擁護等の推進

認知症はその特性から介護する家族の負担が重くなりやすく、住み慣れた地域での生活を継続するためには地域の理解や協力が不可欠となります。医療や福祉等の専門職の充実だけでなく、地域住民が認知症高齢者やその家族を日頃から見守り、必要な時には手を差し伸べることができる地域づくりが求められています。また、身体機能や認知機能が低下した高齢者の権利や財産等を確実に守るため、高齢者の虐待被害や詐欺被害を防ぐための取組を進めていく必要があります。

❶ 認知症に対する理解の促進

主な取り組み事業

認知症サポーター養成講座

認知症地域支援推進員やキャラバン･メイトが中心となり、町内企業や学校、地域等幅広い世代に認知症サポーター養成講座を実施し､認知症理解のための普及啓発活動に取り組みます。

❷ ネットワーク体制の充実

主な取り組み事業

高齢者等見守りネットワーク事業

見守り体制の充実のため、引き続き高齢者等見守りネットワークへの協力を民間事業者に呼び掛け、協力事業者との連携強化を図ります。また、協定時等はマスコミを活用し、多くの高齢者に事業内容を知ってもらえるよう努めます。

❸ 相談体制の充実

主な取り組み事業

家族介護教室

介護者家族を対象に、介護に関する知識及び技術の修得を目的とした講座を実施するとともに､同じ介護者同士の交流の場を設けることで､介護者家族の心身のリフレッシュを図ります。

❹ 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

主な取り組み事業

成年後見制度利用支援事業

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに必要な支援につなげられるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら対応します。

3 高齢者生活支援サービスの充実

高齢者が必要とする支援は、介護だけに留まりません。高齢者のみの世帯が増加することで見守りや緊急時の対応へのニーズや、運転免許証を返納する方が増加することで外出や移動に関するニーズが高まると考えられます。このように高齢者のニーズは今後も多様化・複雑化することが見込まれることから、高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした支援を行い、高齢者の在宅生活を支えます。

❶ ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

主な取り組み事業

ひとり暮らし高齢者見守り事業

在宅で生活する 75 歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、週 3 回乳酸菌飲料を配達し、声掛け・安否確認を行います。様々な高齢者に特化したサービスへつなげるため、地域包括支援センターや介護支援専門員、関係機関と連携し、適切な事業を実施します。

❷ 在宅福祉サービスの充実

主な取り組み事業

配食サービス事業

在宅で生活する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で調理の困難な高齢者を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

マイナンバーカードを活用したタクシー利用助成事業

マイナンバーカードを所持している 75 歳以上の高齢者及び運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者に対し、日常的な通院や買い物などの移動を支援するため、タクシー運賃の半額（上限 600 円）を助成します。

❸ 家族介護支援サービスの充実

主な取り組み事業

要介護高齢者等介護者支援金支給事業

在宅の要介護認定３、４、５の高齢者等と同居する介護者に対して支援金を支給します。

❹ 高齢者の住まいに関する支援の充実

主な取り組み事業

住宅改修支援事業

居宅介護支援等の提供を受けていない要支援・要介護認定者に対して、手すりの設置や段差解消等の住宅改修の支給申請に必要な理由書を作成した居宅介護支援事業者等に支援を行います。今後も継続して介護支援専門員向け説明会で制度の周知を図るとともに、該当となるケースを抽出して当該事業者に勧奨を行います。

4 地域福祉の促進

地域のあらゆる主体が属性や立場を超えて参画し互いに支え合うことで、一人ひとりの暮らしや生きがい等を創っていく社会を、地域共生社会と言います。地域共生社会の実現のためには、自助・互助・共助・公助の４つの力を適切に活用して、地域のあらゆる主体が協力しながら地域課題を解決するという、地域福祉の考え方が重要となります。この地域福祉の考え方が地域に浸透し、ゆくゆくは地域共生社会の実現につながるよう、地域住民への啓発やボランティア活動の支援等を進めます。

❶ 地域福祉意識の高揚

主な取り組み事業

小地域福祉活動推進事業

小地域福祉活動事業において、仲間づくりや居場所づくりの機会の増加を目指します。認知症の人、寝たきりの高齢者やその家族など、高齢者に対する偏見や差別意識のない住民参加の地域福祉を進めるための啓発活動、研修及び取組活動の支援・周知を実施します。

敬老事業

長年、社会に尽力してきた高齢者に対する理解や敬愛の意により住民意識の向上を図るとともに、敬老事業を実施します。また、今後、対象者の増加が予想されるため、それに合わせた規模での実施を検討します。

❷ ボランティア活動等への支援

主な取り組み事業

ボランティア活動の支援

ボランティア活動を円滑に進めるため、活動の拠点となる福祉会館各部屋やボランティアルームなどを貸し出します。また、ボランティア活動中の怪我などに対応する保険の相談に応じ、全社協のボランティア保険へ加入事務の手続きを行います。

5 安心・安全なまちづくりの推進

ここ数年で、地震や台風・豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が起こり、全国的に大きな被害や混乱に見舞われました。このような経験から、地震対策だけでなく、水害や土砂災害、感染症対策の実施や、介護事業所等と連携した支援体制の整備に取り組んでいます。

また、交通安全や防犯対策の充実やユニバーサルデザインの推進を引き続き行うことで、老若男女問わず全ての方が安心・安全に生活することができる環境づくりに努めます。

❶ 災害時支援体制の整備・災害対策・感染症対策

主な取り組み事業

避難行動要支援者台帳

避難行動要支援者台帳を毎年更新し、要支援者に関する情報を最新に保つよう努めます。また、支援の優先度が高く災害時に自ら避難することが困難であると判断される要支援者については個別避難計画の作成を進め、既存の事業との統合について検討します。さらに、既に作成されている個別計画に変更が生じた場合、関係者が情報を共有することができる体制を構築します。

避難確保計画の作成・更新等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（介護事業所）に対し、避難確保計画の作成及び避難情報伝達訓練の実施を指導します。

❷ 交通安全対策と防犯体制の充実

主な取り組み事業

交通安全教室 高齢者交通安全訪問

交通安全教室や高齢者宅訪問を通し、町内の事故傾向や高齢者の事故の傾向に沿った内容の啓発を行っています。今後も、高齢ドライバーと歩行者の両方を対象とした啓発を継続して実施します。夕暮れ時の横断歩道を歩行中の事故が多いことから、反射材等の配布など各施設と連携して実施します。

❸ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

主な取り組み事業

歩行者空間整備事業

新設道路については、最新の基準に沿った歩道整備を行い、既存の歩道改修については、優先順位を付けて整備を進めます。段差解消や拡幅だけでなく視線の誘導等により歩行者の安全な通行を確保します。

基本目標３　介護サービス体制の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護を必要としない期間のことを、健康寿命と言います。令和４年版高齢社会白書によると、令和元年の健康寿命は平均寿命より男性は 8.73 年、女性は 12.07 年短くなっており、10 年前後の期間、介護を受けながら過ごしている方が多いことが分かります。今後の課題は、この平均寿命と健康寿命の差を縮小させ、できる限り介護を受ける期間を短くすることです。そのためには、広く介護予防の重要性を周知し、高齢者が元気なうちから積極的に介護予防に取り組める環境を整えていく必要があります。

❶ 一般介護予防事業の充実

主な取り組み事業

介護予防普及啓発事業の実施

高齢者の健康維持を図り、要介護認定者数の伸びを抑えるため、フレイル予防や認知症予防等に関する正しい知識の習得を目的とした介護予防教室を、毎年内容を変えて、講師と調整を図りながら継続して実施します。

地域介護予防活動支援事業の実施

地区公民館等の施設を拠点として、地域包括支援センターと自治会、民生委員・児童委員及び地区シニアクラブと密接に連携し、地域住民による高齢者の居場所づくりや筋力の低下に起因する転倒や骨折を予防するための運動・レクリエーション等を実施する「ちょいトレ！楽らくクラブ」と認知症予防のために身体と脳を同時に使うトレーニングを実施する「ひらめき！脳広場」などの介護予防教室の自主的な活動の育成・支援を行います。

また、自治会の地区活動の特徴を理解し、介護予防教室の周知を図り、新規地区の開拓を進めます。さらに、リハビリテーション専門職等が通いの場へ定期的に関与することで、事業対象者・要支援認定者が参加し続けることのできる通いの場を地域に展開します。

地域リハビリテーション活動支援事業の実施

通いの場等の住民主体の介護予防に関する取組について、リハビリテーション専門職等が定期的に関与し、相談支援を実施します。各地域のリーダーの集まりの場を設け、リハビリテーション専門職からの支援を受け、新しい内容を取り入れられるよう支援を継続します。

2 介護サービスの充実

令和７年には、団塊の世代が全員後期高齢者となります。後期高齢者は前期高齢者に比べて介護を必要とする方が多いことから、これまで以上に介護ニーズの上昇が見込まれています。一方で、介護人材の不足は以前から問題視されており、将来的には介護保険制度そのものが立ち行かなくなる可能性もあります。介護保険制度を持続可能な制度とするためにも、適正なサービス利用に努めるとともに、人材確保や人材育成のための取組を行います。

❶ 事業者・介護者への支援

主な取り組み事業

介護支援専門員の資質向上

居宅介護支援事業所への説明会（集団指導）を実施し、制度等の説明を行っています。また、介護支援専門員研修会については、主任介護支援専門員と連携して、実践的な研修を実施します。

地域密着型サービス事業所ケア相談会事業

地域密着型サービス事業所が抱える認知症高齢者の個別事例に関するケア相談会を実施することにより、認知症ケアにおいて生じる周辺症状の緩和や介護職員のストレスを回避し、より良いサービスが提供されるよう町内の地域密着型サービス事業所とその介護職員を支援します。

❷介護保険制度の適正運営の推進（第６期長泉町介護給付適正化計画）

主な取り組み事業

①要介護認定の適正化

ⅰ 認定調査の結果についての保険者による点検等
ⅱ 要介護認定の適正化に向けた取組

②ケアプラン等の点検

ⅰ ケアプランの点検
ⅱ 住宅改修の点検
ⅲ 福祉用具購入・貸与調査

③医療情報との突合・縦覧点検

ⅰ 医療情報との突合
ⅱ 縦覧点検

④給付実績の活用

⑤要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

❸介護人材の確保及び育成

主な取り組み事業

介護職場の理解促進

介護職の魅力を広く発信し、幅広い世代へ向けた介護職のイメージアップを図るとともに、介護職場の正しい理解促進を図ります。

外国人人材の生活支援

介護事業所への外国人人材の定着を図るため、外国人人材が住民として安心して生活を送ることができるよう生活面等での支援を行います。令和5年度は全6回の日本語教室を開設し、令和6年度以降は教室の充実を図ります。

9 介護保険サービス

要介護認定または要支援認定を受けた人が利用できるサービスは、以下の通りです。これらのサービスごとに費用を見込み、第９期計画期間のサービス給付に必要な保険給付費の総額を推計します。

◎介護保険サービス

	介護サービス【介護給付】	介護予防サービス【予防給付】
対象	要介護１～５と認定された人	要支援１・２と認定された人
居宅 サービス	○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修 ○居宅介護支援	○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○介護予防住宅改修 ○介護予防支援
地域密着型 サービス	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型通所介護	○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （要支援１を除く）
施設 サービス	○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院	（利用できるサービスはありません）

【町内の施設整備予定】

第９期計画期間中における施設整備は予定していません。

なお、第８期計画期間中は特定施設入居者生活介護（23 床）、認知症対応型共同生活介護（９床）、小規模多機能型居宅介護（１施設）、看護小規模多機能型居宅介護（１施設）の整備を行っています。

◎地域支援事業

　高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるように支援するための事業です。

地域支援事業

■介護予防・日常生活支援総合事業

●介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問型サービス（訪問介護相当）
- 訪問型サービスB
- 通所型サービス（通所介護相当）
- 通所型サービスA
- 通所型サービスB

●一般介護予防事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業

■包括的支援事業

地域包括支援センターの運営
総合相談支援業務
権利擁護業務
包括的・継続的ケアマネジメント業務
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策の推進
生活支援体制整備事業
地域ケア会議

■任意事業

介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

10 介護保険料の算定

介護保険料算定の流れ

実績値の整理

↓

高齢者人口の推計・要介護認定者数の推計

↓

介護サービス見込み量の推計
現状の推移及び今後の動向などを踏まえて推計、介護報酬改定率の影響を勘案

↓

総給付費の算定
介護給付費・介護予防給付費の合計（総給付費）を算定

↓

標準給付費見込み額算定
総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、
高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の推計を合計

↓

地域支援事業に必要な事業費の見込み算定

↓

介護保険事業等に要するサービス給付費総額の見込み算定

↓

介護保険事業等に要するサービス給付費総額の見込みのうち、
第１号被保険者の保険料により収納することが必要な額（保険料収納必要額）の算定

↓

（保険料収納必要額）÷（予定保険料収納率）
÷（所得段階別加入割合補正後の３年間の第１号被保険者累計人数）を計算

↓

第９期保険料

第９期介護保険事業計画における第１号被保険者の保険料

所得段階	対象者	保険料			
		軽減	基準額に対する割合	月額	年額
第１段階	生活保護を受給している人、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、または世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が 80 万円以下の人	前	0.455	2,684 円	32,200 円
		後	0.285	1,681 円	20,200 円
第２段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	前	0.685	4,041 円	48,400 円
		後	0.485	2,861 円	34,400 円
第３段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が 120 万円を超える人	前	0.690	4,071 円	48,800 円
		後	0.685	4,041 円	48,500 円
第４段階	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が 80 万円以下の人		0.900	5,310 円	63,700 円
第５段階（基準）	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）の合計が 80 万円を超える人		1.000	5,900 円	70,800 円
第６段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人		1.200	7,080 円	84,900 円
第７段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人		1.300	7,670 円	92,000 円
第８段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人		1.500	8,850 円	106,200 円
第９段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人		1.700	10,030 円	120,300 円
第 10 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人		1.900	11,210 円	134,500 円
第 11 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人		2.100	12,390 円	148,600 円
第 12 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人		2.300	13,570 円	162,800 円
第 13 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上の人		2.400	14,160 円	169,900 円

※第１段階から第３段階の保険料については、公費による軽減措置を実施します。
※保険料は、条例で段階ごとに年額で定めています。段階ごとの月額は、年額を算出するために第５段階の月額に乗率をかけたものであり、実際の月額と一致しないことがあります。

令和６年３月
編集：長泉町 長寿介護課
〒 411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地
電話 055-989-5537・5511

ちょうどいいが いちばんいい

Nagaizumi

いきいきとした
暮らしを支える
優しいながいずみ